（別紙１）

通所介護事業所等に係る事業所規模区分の取扱いについて

１　制度の仕組み

通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模区分は、原則として前年度の平均利用延人員数により決定します。各事業所は毎年度、翌年度の規模区分を確認し、変更がある場合に届出を行ってください。

２　平均利用延人員数の算定

（１）算定期間

原則として前年度４月から２月までの利用実績を用います。新規開設等により実績期間が短い場合や、定員を大幅に変更する場合は、所定の特例的な算定方法を用います。

（２）使用する様式

① 調書Ａ（参考様式１）

開設６月以上の事業所（調書Ｂに該当する場合を除く。）

② 調書Ｂ（参考様式２）

開設６月未満の事業所又は前年度から定員を 25%以上変更する事業所

③ 新規開設事業所

開設時は調書Ｂ（参考様式２）

※調書Ａ・Ｂは、通所介護と通所リハビリテーションの別ではなく、事業所の状況により選択します。

（３）計算方法

平均利用延人員数の計算は、各調書の記載事項及び国の算定上の留意事項に従って行ってください。サービス提供時間等に応じた取扱いを含め、調書の計算結果を確認してください。

３　判定を行う上での注意事項

（１）毎年度の確認

区分変更の見込みがない事業所も、毎年度、翌年度の区分を確認してください。

（２）定員変更

前年度から定員を 25%以上変更する場合は、調書Ｂの対象となります。変更時期や算定方法については、該当様式の記載を確認してください。

（３）新規開設

新規開設時は調書Ｂを使用します。年度替わりの区分変更届とは手続の時期が異なります。

（４）届出の要否

翌年度の事業所規模区分に変更がない場合は、年度替わりの規模区分変更届は不要です。変更となる場合は、通知本文に掲げる書類を提出してください。

（５）算定資料の保存

算定結果及び届出の要否にかかわらず、調書及び計算根拠資料を事業所において５年間保存してください。